
第3章 多摩・島しょ地域の火葬場の施設内容と 葬送習慣について

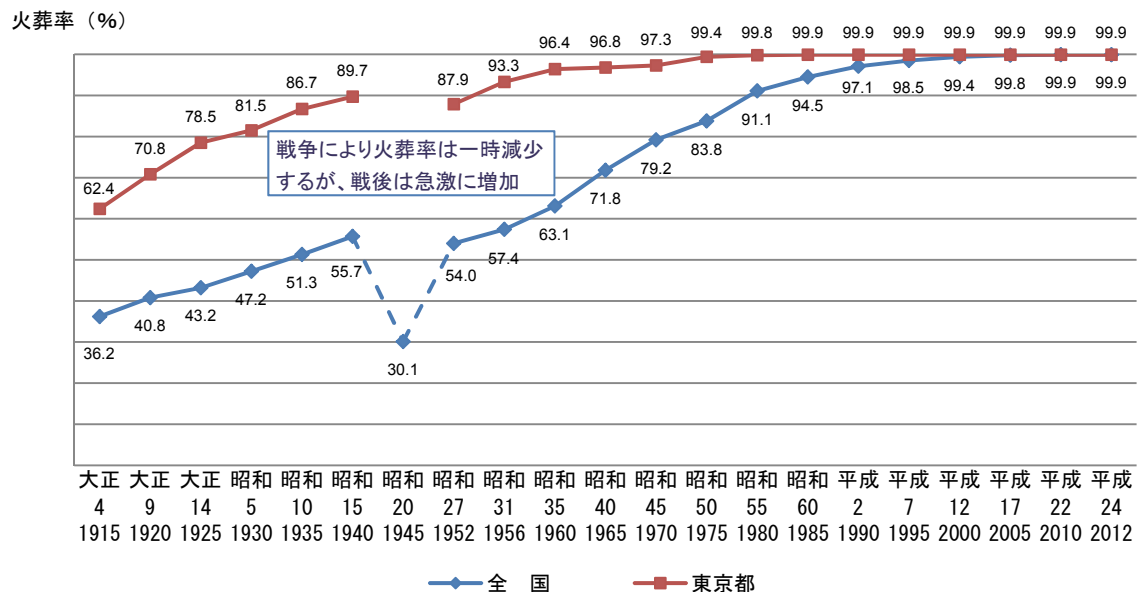
1. 東京都における火葬場の設置状況について
2. 火葬状況について
3. 火葬場の施設内容について
4. 火葬場の利用補助の事例について
5. 火葬場の使われ方と葬送習慣について
6. 火葬場を所有していない自治体の火葬サービスの考えについて

第3章 多摩・島しょ地域の火葬場の施設内容と葬送習慣について

1. 東京都内における火葬場の設置状況について

1) 火葬場数と火葬率の推移

東京都と全国における火葬率の推移を図3に示した。



（衛生年報、内務省統計年報、衛生行政業務報告等の資料より作成）

図3 東京都と全国における火葬率の推移

東京都内では古くから火葬が普及していて、江戸時代には火葬率が30%を超えており、全国平均と比べ、早くから火葬が普及していたことがわかる。

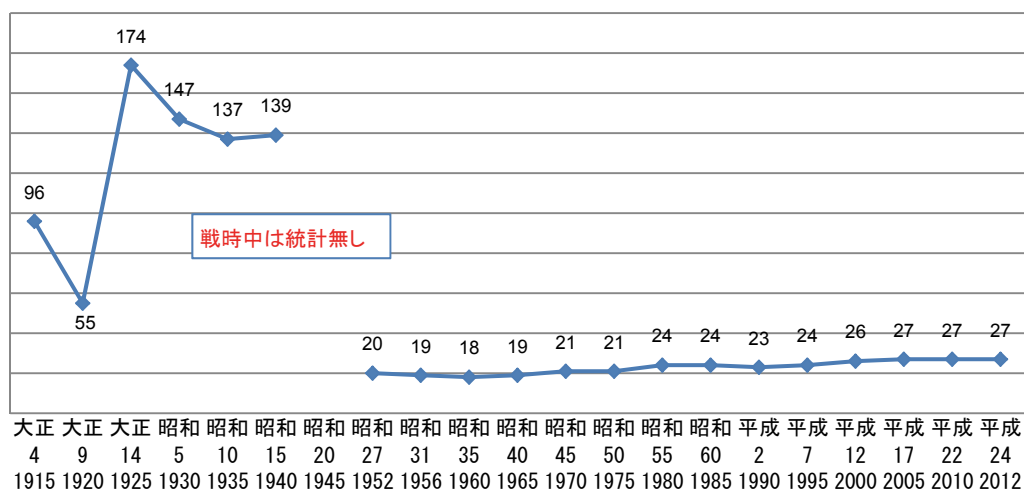
初めての全国統計となる、大正4年(1915)の火葬率は、全国平均36.2%に対して東京都は62.4%であった。大正時代でみると全国平均より火葬率は高く、大正9年には70.8%、大正14年には78.5%となった。その後、火葬率の上昇はやや鈍化するが、昭和5年(1930年)には81.5%、昭和10年には86.7%、昭和15年には89.7%と、戦前には約9割が火葬となった。全国平均55.7%に対してかなり高くなっていた。昭和27年の火葬率は87.9%と、戦後少し火葬率が下がるものの、昭和31年には93.3%、昭和35年には96.4%となった。その後も微増を続け、昭和60年には99.9%とほとんどが火葬となった。

次頁に、東京都内における火葬場数の推移を図4に示した。

東京府(当時)において火葬場数が制限されていたこともあり、戦前は現在の23区内に該当する区域の火葬場数は少なかったが、多摩地域の火葬場数は比較的多かったと思われる。

大正4年(1915年)の火葬場数は96カ所で、大正9年には55カ所となるが、大正14年には174カ所と最高となる。その後減少し、昭和5年(1930年)には147カ所、昭和10年には137カ所、昭和15年には139カ所となった。戦後は、整理統合が進み、昭和27年には20カ所となり、多少の増減を繰り返し、平成17年(2005年)には現在と同じ数の27カ所となった。

火葬場数（カ所）



（衛生年報、内務省統計年報、衛生行政業務報告等の資料より作成）

図 4 東京都内における火葬場数の推移

2）東京都内における火葬場の設置状況

厚生労働省の統計によると、現在、東京都内の火葬場総数は 27 カ所で、恒常的に使用している火葬場数は 26 カ所であった。

23 区内には、都営が 1 カ所、大田区、港区、目黒区、品川区、世田谷区による一部事務組合設置が 1 カ所、民営が 7 カ所の計 9 カ所の火葬場がある。合計の火葬炉数は 106 基となっている。

23 区内の火葬場の設置状況を図 5 に示した。



図 5 23 区内の火葬場の設置状況

全国的に民営火葬場は少ないが、23 区内は民営火葬場の比率が高くなっている。東京都内には公営と民営が混在しているが、交通の利便性などもあり、区によっては民営火葬場しか利用できない状況となっている。都営瑞江葬儀所は、東京都の東部にあるため、利用は江戸川区と江東区

の住民が6割を占め、多摩地域の住民の利用は限られている。

多摩地域の火葬場の設置状況を図6に示した。



図6 多摩地域における火葬場の位置図

多摩地域の状況をみると、市単独の設置が4カ所、一部事務組合による設置が4カ所、民営が1カ所の計9カ所となっており、合計の火葬炉数は65基となっている。

火葬場を単独で所有しておらず、かつ一部事務組合にも加入していない自治体は、次の12市である。これらの市民は、民営の多磨葬祭場を主に利用していると推測される。

※12市 武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、西東京市

島しょ地域の火葬場の設置状況について図7に示した。



図7 島しょ地域の火葬場の設置状況

島しょ地域をみると、町村単独の設置が 8 ヲ所で、火葬炉数は合計 11 基となっている。
島しょ地域で火葬場を所有していないのは、利島村、御蔵島村、青ヶ島村の 3 村となっている。

3) 人口と死亡者数の推移

平成 22 (2010) 年 10 月 1 日現在における東京都の人口 (平成 22 年国勢調査) は 1,316 万人で、
前回の平成 17 年国勢調査 (1,258 万人) と比べ、約 58 万人 (4.6%) 増加しており、初めて 1,300
万人を超えた。

(地域別)

区部 895 万人 前回調査から 46 万人 (5.4%) 増加
増加数、増加率ともに前回は上回る

多摩地域 419 万人 前回調査から約 13 万人 (3.1%) 増加
増加数、増加率ともに前回は下回る (増加率は区部に比べ鈍化)
郡部においては平成 7 (1995) 年以来減少が続いている

島しょ地域 2 万 8 千人を割り込んでいる 前回に比べ 929 人 (3.2%) 減少

地域別の死亡者数の推移を図 8 に示した。

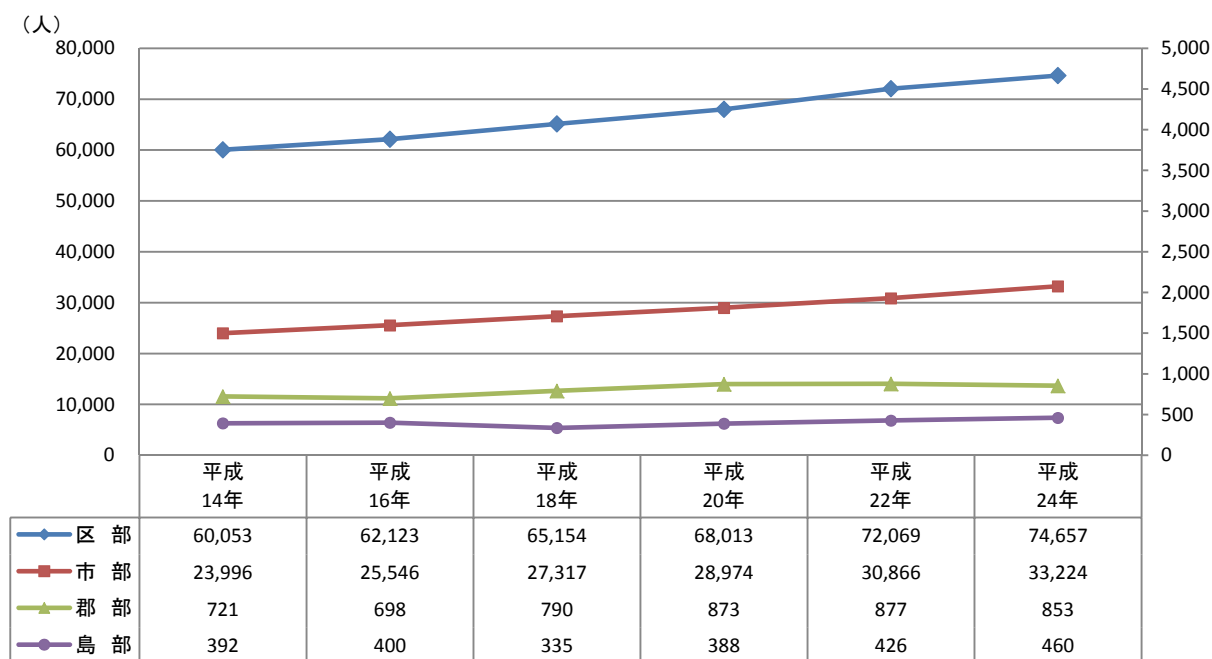


図 8 東京都の地域別の死亡者数の推移 (東京都保健福祉局人口動態統計より作成)

東京都の人口は、今後も当分の間増加を続けるものと予想されるが、徐々に増加幅は狭まっていく。10 年後の平成 32 (2020) 年頃がピークとなり、1,335 万人程度に達する。

これをピークに減少に転じるものと推測されており、東京も人口減少社会へと突入する。区部、多摩地域ともに、ほぼ同様の推移を辿るものと見られる。

いずれも、当面増加するものの、近い将来減少に転じる。ただしその転換期は、区部が平成 32 年頃であるのに対し、多摩地域は平成 27（2015）年頃と、多摩地域が若干早く人口ピークを迎えることが予想される。

なお、島しょ地域については、昭和 25（1950）年頃の約 4 万人をピークに、年々人口減少が続いており、今後もこの傾向は続くものと予想されている。

人口の増加に合わせて死亡者数も増加している。

東京都全体では、平成 14 年の 85,162 人が、平成 24 年には 109,194 人と、1.28 倍に増加している。区部では、平成 14 年の 60,053 人が、平成 24 年には 74,657 人と 1.24 倍に増加し、東京都全体よりは低いが増加の傾向にある。

多摩地域の市部をみると、平成 14 年の 23,996 人が、平成 24 年には 33,224 人となり、1.39 倍に増加しており、増加率は高くなっている。郡部は、平成 14 年が 721 人で、平成 24 年には 853 人と、全体的には増加傾向である。島しょ地域では、平成 14 年の 392 人が平成 24 年には 460 人となり、やはり全体的には増加の傾向である。

今後、人口減少や人口構成の高齢化は、さらなる加速が予測され、この変化にいかに対処していくかは火葬場にとっては緊急の課題となっているといえる。

4) 人口当たりの火葬炉数

NPO 法人日本環境斎苑協会の調査によると、平成 22 年度の調査では全国で稼働している火葬場数は 1,545 ヲ所で、火葬炉数は 5,320 基となっている。平成 24 年の日本全国の死亡者数は 124 万 5 千人で、1 炉当たりが年間に扱う火葬件数は 234 件/基であった。

死亡者数から推計すると、平成 24 年度の区部の 1 炉当たりが年間に扱う火葬件数は 1,030 件/基と全国平均の 4.40 倍とかなりの稼働率となっている。それは、少ない火葬炉数で多くの件数をこなすといった考えがある民営火葬場が多いことに起因しているものと思われる。多摩地域は 524 件/基となっており、全国平均の 2.24 倍となり、区部よりは低いが高稼働率となっている。

島しょ地域については、広域化が難しいため、島ごとにそれぞれ火葬場を設置するケースが多く、稼働率は低くなっている。

2. 火葬状況について

東京都のまとめによる、平成25年度の多摩・島しょ地域の市町村別の火葬状況を表1に示した。

表1 平成25年度における市町村別の火葬状況（東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課より）

	死体			死胎			総数		
	総数 (体)	火葬 (体)	火葬率 (%)	総数 (体)	火葬 (体)	火葬率 (%)	総数 (体)	火葬 (体)	火葬率 (%)
区部計	75,761	75,756	99.9%	2,157	2,156	99.9%	77,918	77,912	99.9%
八王子市	4,975	4,975	100.0%	94	94	100.0%	5,069	5,069	100.0%
立川市	1,565	1,565	100.0%	27	27	100.0%	1,592	1,592	100.0%
武蔵野市	1,192	1,192	100.0%	48	48	100.0%	1,240	1,240	100.0%
三鷹市	1,425	1,425	100.0%	26	26	100.0%	1,451	1,451	100.0%
青梅市	1,642	1,642	100.0%	14	14	100.0%	1,656	1,656	100.0%
府中市	1,988	1,988	100.0%	43	43	100.0%	2,031	2,031	100.0%
昭島市	958	958	100.0%	13	13	100.0%	971	971	100.0%
調布市	1,569	1,569	100.0%	45	45	100.0%	1,614	1,614	100.0%
町田市	3,372	3,372	100.0%	62	62	100.0%	3,434	3,434	100.0%
小金井市	800	800	100.0%	12	12	100.0%	812	812	100.0%
小平市	1,509	1,509	100.0%	14	14	100.0%	1,523	1,523	100.0%
日野市	1,378	1,378	100.0%	34	34	100.0%	1,412	1,412	100.0%
東村山市	1,358	1,358	100.0%	6	6	100.0%	1,364	1,364	100.0%
国分寺市	787	787	100.0%	14	14	100.0%	801	801	100.0%
国立市	548	548	100.0%	7	7	100.0%	555	555	100.0%
福生市	582	582	100.0%	11	11	100.0%	593	593	100.0%
狛江市	588	588	100.0%	15	15	100.0%	603	603	100.0%
東大和市	644	644	100.0%	12	12	100.0%	656	656	100.0%
清瀬市	991	991	100.0%	8	8	100.0%	999	999	100.0%
東久留米市	891	891	100.0%	12	12	100.0%	903	903	100.0%
武蔵村山市	556	556	100.0%	4	4	100.0%	560	560	100.0%
多摩市	1,134	1,134	100.0%	12	12	100.0%	1,146	1,146	100.0%
稲城市	541	541	100.0%	17	17	100.0%	558	558	100.0%
羽村市	481	481	100.0%	6	6	100.0%	487	487	100.0%
あきる野市	834	834	100.0%	22	22	100.0%	856	856	100.0%
西東京市	1,506	1,506	100.0%	25	25	100.0%	1,531	1,531	100.0%
瑞穂町	303	303	100.0%	4	4	100.0%	307	307	100.0%
日の出町	246	246	100.0%	5	5	100.0%	251	251	100.0%
檜原村	72	72	100.0%	-	-	-	72	72	100.0%
奥多摩町	145	145	100.0%	-	-	-	145	145	100.0%
多摩地域計	34,580	34,580	100.0%	612	612	100.0%	35,192	35,192	100.0%
大島町	134	134	100.0%	-	-	-	134	134	100.0%
利島村	3	0	0.0%	-	-	-	3	0	0.0%
新島村	34	34	100.0%	-	-	-	34	34	100.0%
神津島村	26	26	100.0%	-	-	-	26	26	100.0%
三宅村	21	20	95.2%	-	-	-	21	20	95.2%
御蔵島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八丈町	126	126	100.0%	-	-	-	126	126	100.0%
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小笠原村	7	7	100.0%	-	-	-	7	7	100.0%
島しょ地域計	351	347	98.9%	0	0	-	351	347	98.9%
東京都全体	110,692	110,683	99.9%	2,769	2,768	99.9%	113,461	113,451	99.9%

多摩地域では死体、死胎とも埋葬がみられず全て火葬であった。島しょ地域では、利島村では死体3体が全て埋葬であった。また三宅村が死体21体のうち1体が埋葬であった。御蔵島村及び青ヶ島村では亡くなった人はいなかった。島しょ地域全体では351人亡くなり、4体が埋葬で火葬率は98.9%であった。

区部についてみると、死体総数75,761体のうち埋葬が5体、死胎総数2,157体に対して埋葬が1体、死体と死胎を合わせた総数77,918体のうち埋葬が6件と、火葬率は100%とはならなかった。東京都全体では、死体総数110,692体に対して埋葬が9体、死胎総数2,769に対して埋葬が1体、死体と死胎を合わせた総数113,461体に対して、埋葬が10体であった。

利島村には火葬場が無いとため、現在でも埋葬が主となっているが、多摩地域が火葬率100%となっているにもかかわらず区部では埋葬がみられた。宗教的な要因が考えられる。

3. 火葬場の施設内容について

1) 多摩・島しょ地域の火葬場の概要

調査の概要と方法

各火葬場の施設内容や運営状況、災害対策に対する考えを把握するため、多摩・島しょ地域の全ての火葬場 17 ヲ所にアンケート調査を実施した。調査票は 6 ページ、問 9 までとなっており、調査票を自治体単独の場合は企画担当課に、一部事務組合の場合は組合事務局に、民営火葬場の場合は総務部に直接、郵送及び電子メールで送付し郵送または電子メールで回答を得た。

アンケート実施日 平成 26 年 7 月 4 日 (金)

回答期限 平成 26 年 7 月 24 日 (木)

回答率 100%

多摩・島しょ地域にある火葬場の概要について表 2 に示した。

表 2 多摩・島しょ地域にある火葬場の概要

火葬場名	設置主体	現施設建設年月	炉数(基)			霊安室(室)	葬儀式場の有無	運営形態	火葬料金(円)		待合室使用料金(円)	
			火葬炉	汚物炉	動物炉				住民大人	住民外大人	住民	住民外
八王子市斎場	八王子市	H 2 年 2 月	8	0	0	1	有(2室)	直営	無料	50,000	10,000	20,000
日野市営火葬場	日野市	S39 年 3 月	3	0	0	0	無	直営	無料	50,000	無料	無料
南多摩斎場	南多摩斎場組合	S50 年 10 月	12	0	0	2	有(3室)	直営	無料	50,000	10,000	10,000
立川聖苑	立川・昭島・国立聖苑組合	H11 年 3 月	7	0	0	1	無	直営	無料	80,000	無料	無料
府中の森市民聖苑	府中市	H 8 年 7 月	6	0	0	2	有(4室)	直営	無料	-	無料	-
瑞穂斎場	瑞穂斎場組合	H14 年 10 月	8	0	0	1	有(3室)	直営	無料	80,000	無料	5,000
青梅市火葬場・青梅市斎場	青梅市	H19 年 2 月	4	0	1	1	有(3室)	指定管理者制度	無料	80,000	無料	無料
ひので斎場	秋川流域斎場組合	H13 年 4 月	3	1	0	1	有(2室)	直営	10,000	80,000	3,000	6,000
多磨葬祭場	株式会社日華	S 6 年 4 月	14	0	0	1	有(3室)	民営	53,100～150,000 民営のため住民の区分無し		9,290～25,700 民営のため住民の区分無し	
大島町火葬場	大島町	H13 年 8 月	2	0	0	1	有(2室)	直営	50,000	75,000	0	-
新島村火葬場	新島村	H17 年 7 月	1	0	0	0	無	直営	30,000	37,500	0	0
式根島火葬場	新島村	H22 年 3 月	1	0	0	0	無	直営	30,000	37,500	0	0
神津島村火葬場	神津島村	H13 年 9 月	1	0	0	0	無	直営	40,000	56,000	0	0
三宅村火葬場	三宅村	H 4 年	2	0	0	0	無	直営	30,580	40,770	0	0
八丈町火葬場	八丈町	H20 年 9 月	2	0	0	1	待合室葬儀利用可 有(1室)	指定管理者制度	40,000	40,000	30,000	30,000
小笠原村父島火葬場	小笠原村	H19 年	1	0	0	0	有(1室)	直営	28,000	64,000	510	1,020
小笠原村母島火葬場	小笠原村	S53 年 8 月	1	0	0	0	無	直営	28,000	64,000	510	1,020

① 施設の設置主体

多摩地域の火葬場の設置主体は市単独による設置が 4 ヲ所、一部事務組合による設置が 4 ヲ所、民営が 1 ヲ所となっており、一部事務組合での設置が比較的多い。

八王子市及び日野市はそれぞれ市単独で火葬場を所有しているが、南多摩斎場組合にも加わっており、市民は両方の火葬場の利用が可能である。多磨葬祭場は多摩地域唯一の民営の火葬場である。

島しょ地域の火葬場は利便性から広域化は難しく、それぞれが単独での設置となっている。新島村と小笠原村は 2 ヲ所の所有となっている。

②施設の建設年

建設後 10 年以下の新しい火葬場は、青梅市火葬場、新島村火葬場、式根島火葬場、八丈町火葬場で、島しょ地域に比較的多い。建設後 20 年以上が経過している火葬場は、八王子市斎場、日野市営火葬場、南多摩斎場、三宅村火葬場、小笠原島村母島火葬場と、民営の多磨葬祭場である。

特に日野市営火葬場が昭和 39 年、南多摩斎場が昭和 50 年、小笠原村母島火葬場が昭和 53 年の建設となっており、大規模改修等が行われているもののかなり老朽化が目立っている。日野市営火葬場は、都市計画区域内にありながら都市計画決定がされていないこともあり、建替えが困難な状態である。また民営の多磨葬祭場も昭和 6 年の建設で、大規模改修や耐震補強などが行われているが、都市計画決定をしておらず建替えが難しいといった建築的な問題を抱えている。

③火葬炉数

多摩地域では、民営を除くと火葬炉が最も多いのが南多摩斎場の 12 基で、最も少ないのが日野市営火葬場とひので斎場の 3 基となっている。汚物炉を設置しているのはひので斎場のみである。また、動物炉の設置は青梅市火葬場の 1 基のみとなっている。

島しょ地域では、小規模な火葬場が多く火葬炉数は 1 基か 2 基である。

④霊安室の設置状況

遺体保管用の霊安室を設置しているのは、多摩地域では八王子市斎場（1 室 3 体）、南多摩斎場（2 室 6 体）、立川聖苑（1 室 1 体）、府中の森市民聖苑（2 室 9 体）、瑞穂斎場（1 室 4 体）、青梅市火葬場・青梅市斎場（1 室 3 体）、ひので斎場（1 室 3 体）と、民営の多磨葬祭場（1 室 20 体）である。立川聖苑以外は葬儀式場を併設している火葬場である。災害対策用というより葬儀利用が中心となるが、民営火葬場と比べると公営火葬場は安置できる数が少なくなっている。

島しょ地域では、大島町火葬場と八丈町火葬場でそれぞれ 1 室 1 体の保管が可能で、小笠原村父島火葬場は霊安室の設置は無いが 2 体の遺体の保管が可能となっている。

⑤葬儀式場の設置状況

葬儀式場の設置状況をみると、多摩地域では、日野市営火葬場、立川聖苑を除き、民営火葬場を含め、全て葬儀式場が設置されている。立川聖苑には隣接して、立川市営の葬儀式場があるため、実質的に葬儀式場の併設が無いのは日野市営火葬場だけである。葬儀式場を併設している割合は高くなっている。

島しょ地域では、大島町火葬場と小笠原村父島火葬場に葬儀式場が併設されており、八丈町火葬場も待合室などを使って葬儀を行うことも可能である。それ以外は、まだ自宅で葬儀を行うケースが多いなど、利用者の要求が少ないこともあり、設置している割合は少ない。

⑥運営形態

運営形態は、民営の多磨葬祭場を除き自治体設置であるが、青梅市火葬場と八丈町火葬場では指定管理者制度を導入している。それ以外は全て直営である。直営の場合、全ての火葬場で火葬業務は民間業者または個人に委託されている。

売店がある場合は福祉関係の団体に場所貸しで運営させている場合が多い。

⑦火葬料金

火葬料金をみると、多摩地域の火葬場では利用圏域内の住民について、ひので斎場を除き全て無料である。ひので斎場は待合室も有料で、圏域内の住民の場合、大人で火葬料金が 10,000 円、待合室の使用料が 3,000 円となっている。火葬料金が無料でも、待合室が有料なのは南多摩斎場で、待合室の使用料は 10,000 円となっている。

圏域外の火葬料金は、八王子市斎場、日野市営火葬場、南多摩斎場が 50,000 円で、他は 80,000 円となっている。他の火葬場を参考にする場合もあるが、基本的には 1 体当たりに換算した維持管理運営費分を負担してもらうという考えが主となっている。

民営の多磨葬祭場は、自治体からの補助が無いため独立採算で運営がなされている。火葬料金は火葬炉の等級（サービス内容）によって異なり、最上等が 59,000 円、特別室が 95,000 円、特別殯館（とくべつひんかん）が 150,000 円で、市・区民葬の場合は申告すれば最上等が 53,100 円となる。待合室も有料で、大きさによって異なり 9,290 円～25,700 円で、待合ロビーの椅子席を使用しても 1 人当たり 400 円がかかる。

府中市民は府中の森市民聖苑を利用した場合、火葬は無料であるが、多磨葬祭場を利用した場合は火葬料金 59,000 円の他に待合室の使用料がかかることになる。民営火葬場を利用しても、市からの補助は無く利用者の負担となっている。

島しょ地域では、全ての火葬場で火葬料金を徴収している。最も安いのが小笠原村で 28,000 円、最も高いのが大島町の 50,000 円となっている。

2) 施設の稼働状況

多摩・島しょ地域の火葬場における火葬状況について表 3 に示した。

表 3 平成 25 年度の多摩・島しょ地域の火葬場の火葬状況

火葬場名	住民火葬件数(件)					住民以外火葬件数(件)				合計 (件)	一日最 大受入 件数 (件)	年間 稼働 可能日 (日)	年間 受入 可能数 (件)	稼働率 (%)
	大人	うち減額・免 除制度の利 用	小人	死胎児	その他	大人	小人	死胎児	その他					
八王子市斎場	3,799	0	11	34	23	504	1	5	3	4,380	17	303	5,151	83.8%
日野市営火葬場	803	0	2	28	0	88	1	0	0	922	5	296	1,480	60.4%
南多摩斎場	4,685	1	9	50	32	261	4	25	5	5,071	17	302	5,134	96.6%
立川聖苑	2,769	0	7	22	14	929	0	4	0	3,745	17	304	5,168	71.7%
府中の森市民聖苑	1,776	0	3	13	0	0	0	0	0	1,792	7	344	2,408	73.9%
瑞穂斎場	3,155	0	6	24	17	126	0	4	2	3,334	14	307	4,298	76.5%
(多摩地域のみ)	2,059	0	3	19	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青梅市火葬場	1,292	0	0	7	9	136		3	4	1,451	10	303	3,030	47.1%
ひので斎場	1,216	0	2	10	6	122	1	1	4	1,362	8	302	2,416	55.5%
多磨葬祭場	11,423	931	114	217	83	-	-	-	-	11,837	60	301	18,060	63.9%
(多摩地域のみ)	9,367	-	93	170	68	-	-	-	-	9,698	-	-	-	-
大島町火葬場	127	41	0	0	2	2	0	0	0	131	2	299	598	21.6%
新島村火葬場	28	0	0	0	0	2	0	0	0	30	2	365	730	4.1%
式根島火葬場	4	0	0	0	0	1	0	0	0	5	2	365	730	0.7%
神津島村火葬場	26	2	0	0	0	0	0	0	0	26	2	365	730	3.6%
三宅村火葬場	21	0	0	0	5	0	0	0	0	26	2	365	730	2.9%
八丈町火葬場	127	10	0	0	16	0	0	0	0	143	3	365	1,095	11.6%
小笠原村父島火葬場	4	0	0	0	0	1	0	0	0	5	2	365	730	0.7%
小笠原村母島火葬場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	365	730	0.1%
合 計	42,682	985	250	594	292	2,172	7	42	18	43,959	172	-	53,218	-

①火葬炉の稼働率

死胎児やその他（汚物等）を除き、年間の受入可能件数（1 日の可能な火葬数×稼働日）に対してどれくらいの火葬があったか、火葬炉の稼働率をみってみる。

南多摩斎場が最も高く 96.6%である。次いで八王子市斎場の 83.8%である。70%を超えているのが、瑞穂斎場が 76.5%、府中の森市民聖苑が 73.9%、立川聖苑が 71.7%で、民営の多磨葬祭場も稼働率が高く、63.9%となっている。

稼働率が高い火葬場では、11 時から 13 時くらいの希望が多い時間帯の予約を取りたい場合は数日待たなければならない場合もある。特に南多摩斎場では集中する時間帯以外でも予約が取りにくくなっており、八王子市斎場も 12:30 の時間帯は夏場でも 3 日待ちで、冬場は 1 週間待つこともあるということであった。稼働率が高い火葬場では、昼間の時間帯の受入枠を増やして欲しいといった、葬祭業者からの要望は多くなっている。

島しょ地域の火葬場は地域特有の立地上の問題により、広域での火葬場の整備が難しいこともあり、全体的に稼働率が低くなっている。

②火葬の状況

多摩地域の火葬場は火葬料金が無料のところが多いため、減額・免除の制度の利用は少ない。そのため、生活保護者などの利用の統計は取っていないケースが多い。減額・免除の制度の利用の割合が高いのは、大島町火葬場で大人 127 件のうち 41 件、32.3%が制度を利用している。

圏域外住民の割合が高いのは立川聖苑である。大人でみると、圏域内住民が 2,769 件で圏域外住民は 929 件と、25.1%を占めている。立川聖苑は火葬場を所有していない周辺自治体の住民が多く利用していると思われる。

続いて圏域外住民の割合が多いのは八王子市斎場である。圏域内住民は 3,799 件で、圏域外住民は 504 件と、11.7%を占めている。相模原市の津久井地区の住民にとって、八王子市斎場の方が相模原市営斎場より近いこともあり、相模原市民の利用が多くなっている。

圏域外住民の利用が比較的に少ないのは、日野市営火葬場、青梅市火葬場、ひので斎場であり、利用率は 10%程度である。

また、稼働率の高い南多摩斎場は、圏域外住民の利用がさらに少なくなっている。圏域内住民 4,685 件に対して圏域外住民は 261 件と、5.3%しか見られず、他と比較してもかなり低い。

南多摩斎場の圏域内住民は、死亡数と火葬件数からみると約 2,100 件が南多摩斎場を利用出来ず、民営の多磨葬祭場や立川聖苑、近隣の相模原市営斎場を利用しているのではないと思われる。（相模原市の統計によれば、平成 25 年度の町田市民の相模原市営斎場利用者数は 300 件となっている。）南多摩斎場圏域内住民は火葬予約が取りづらいため、圏域外を利用せざるを得ない状況となっている。

3) 多摩地域の火葬場の状況

多摩地域では、明治時代は土葬が主で、火葬は伝染病者が主であった。伝染病の流行とともに各地で簡易な火葬場が設置された。そのほとんどは廃止されたが、八王子市斎場、日野市営火葬場などのように、位置が変わらず現地建替えや大規模改修を行いながら現在も使用している施設もみられる。

都市化に伴い戦後は土葬禁止区域が各地に制定されることになった。そのため、立川市では都

市計画の一部として火葬場を建設した。府中市では住民サービスのため都市施設として火葬場を建設した。旧北多摩郡のエリアの多くの自治体では、火葬場を建設することなく民営火葬場を利用している。

多摩地域の現存する火葬場で、住宅地の中での立地は平成 8 年に竣工した府中の森市民聖苑を除き、昭和 30 年以前に建設されたものである。日野市営火葬場、立川聖苑、民営の多摩葬祭場については、建設当時はほとんど住宅が無い場所での建設であったものが、市街地の拡大とともに次第に住宅地の中に組み込まれていったものである。瑞穂斎場も住宅が近くにみられる。

昭和 30 年代以降に建設された南多摩斎場、青梅市火葬場、ひので斎場は住宅地から離れた場所での立地となっている。

多摩地域の火葬場の状況は次のとおりである。なお、各データについては、平成 26 年 7 月に実施した各火葬場からのアンケート調査結果により把握したもの（火葬件数及び稼働日数については、平成 25 年度実績）である。また、「火葬場の経緯」については、図書「火葬場の立地」（火葬研究協会立地部会編 日本経済評論社発行 2004 年 12 月 p124～p136）を参考とした。

□八王子市斎場



八王子市斎場外観



八王子市斎場炉前ホール

設置主体	八王子市（市単独）			
対象人口	563,334 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）			
建設年	平成 2 年 2 月 12 日			
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階			
敷地面積	11,841.61 m ²	建築面積	2,810.86 m ²	延床面積 3,933.15 m ²
火葬炉	大型炉 8 基			
施設構成	告別ホール 1 室、収骨室 3 室、待合室 9 室（洋室 7 室、和室 2 室）、霊安室 1 室（3 体収容）、葬儀式場 2 室（150 席×1 室、80 席×1 室）、駐車場台数 148 台			
施設運営	直営（葬送業務は委託）			
火葬件数	住 民	大人 3,799 件	小人 11 件	死胎児 34 件
				身体の一部・改葬など 23 件
	住民外	大人 504 件	小人 1 件	死胎児 5 件
				身体の一部・改葬など 3 件
	合 計	大人 4,303 件	小人 12 件	死胎児 39 件
	総 計	4,380 件		
受 入 数	1 日最大受入数 20 件（人体のみ 17 件）			
休業日	友引、年始 1 月 1 日～3 日			
稼働日数	303 日（年間）			
火葬受入	9：30（一般 5 体、死胎児等 1 体）、12：30（一般 6 体、死胎児等 1 体）			
	14：30（一般 6 体、死胎児等 1 体）			

火葬場の経緯

火葬場台帳によると、設置は明治 43 年（1910）9 月 28 日（指令第 1045 号）となっている。個人所有の簡易な施設であったと思われ、大正 9 年（1920）12 月 28 日に林権次郎（譲渡人）から八王子市（譲受人）に於いて譲受の件が許可された。敷地は 600 坪（1,980 m²）、火葬室は木造平屋建 36 坪（118.8 m²）で、木造平屋建 12 坪（39.6 m²）の附属建物があった。火葬料金は上等と並等があり大正 7 年の火葬料金は大人が上等で 6 円、並等が 4 円であった。その後昭和 10 年に建て替えが行われて、当時の火葬炉数は 6 基であった。

現在の施設は同敷地内で建替えが行われ、平成 2 年に竣工したものである。建替えの際、住民との協定により炉数などの制限がみられる。

□日野市営火葬場



日野市営火葬場外観



日野市営火葬場炉前ホール

設置主体	日野市（市単独）			
対象人口	180,338 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）			
建設年	昭和 39 年 3 月			
構造	鉄筋コンクリート造 地上 1 階			
敷地面積	1,425.86 m ²	建築面積	190.97 m ²	延床面積 190.97 m ²
火葬炉	普通炉 3 基			
施設構成	炉前ホールのみ、待合室 2 室（洋室 2 室）、駐車場台数 17 台			
施設運営	直営（火葬業務は委託）			
火葬件数	住 民	大人 803 件	小人 2 件	死胎児 28 件
				身体の一部・改葬など 0 件
	住民外	大人 88 件	小人 1 件	死胎児 0 件
				身体の一部・改葬など 0 件
	合 計	大人 891 件	小人 3 件	死胎児 28 件
				身体の一部・改葬など 0 件
	総 計	922 件		
受 入 数	1 日最大受入数 5 件（人体のみ 5 件）			
休業日	友引、年始、修繕検査日			
稼働日数	296 日（年間）			
火葬受入	10：00（2 体）、13：00（2 体）、15：00（1 体）			

火葬場の経緯

日野市における火葬場の歴史は古く、火葬場台帳によると大正 11 年 7 月 3 日に当時の南多摩郡日野町字全松 6950 番地口号に設置された。経営者は日野町、管理者は日野町長となっている。薪・石炭を燃をとした火葬炉が 1 基で、簡易な建物の伝染病対策としての火葬場であった。当時の火葬料金は寝棺が 7 円、座棺が 3 円 50 銭で、12 歳未満の小児は半額であった。

現在の施設は、同敷地内で建て替えが行われ昭和 39 年に竣工したものである。敷地は都市計画決定を受けておらず、現地での建替えが難しいため、定期的に改修を行いながら使われている。

□南多摩斎場（一部事務組合）



南多摩斎場外観



南多摩斎場炉前ホール

設置主体	南多摩斎場組合（八王子市、町田市、多摩市、稲城市、日野市）			
対象人口	1,404,118 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）			
建設年	昭和 50 年 10 月			
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階			
敷地面積	29,375.31 m ² 延床面積 4,233.4 m ²			
火葬炉	大型炉 12 基			
施設構成	告別ホール 1 室、収骨室 4 室、待合室 13 室（洋室 11 室、和室 2 室）、霊安室 2 室（6 体収容）、葬儀式場 3 室（104 席×1 室、80 席×1 室、35 席×1 室）、駐車場台数 100 台			
施設運営	直営（火葬業務は委託）			
火葬件数	住 民	大人 4,685 件	小人 9 件	死胎児 50 件
				身体の一部・改葬など 32 件
	住民外	大人 261 件	小人 4 件	死胎児 25 件
				身体の一部・改葬など 5 件
	合 計	大人 4,946 件	小人 13 件	死胎児 75 件
				身体の一部・改葬など 37 件
	総 計 5,071 件			
受 入 数	1 日最大受入数 17 件（人体のみ 17 件）			
休業日	友引、年始 1 月 1 日から 1 月 3 日、臨時休業日			
稼働日数	302 日（年間）			
火葬受入	9:00（2 体）、11:00（3 体）、11:30（2 体）、12:00（2 体）、12:30（2 体）、13:00（2 体）、13:30（2 体）、14:00（2 体）			

火葬場の経緯

多摩ニュータウンの建設に伴う人口の増加に対応するため、八王子市、（八王子市は火葬場所有のため住民の一部が利用）、町田市、多摩市、稲城市の組合により設置された。所在地は町田市上小山田町 2147 で、一部の敷地は八王子市にまたがる。昭和 45 年 5 月 14 日に都市計画決定された。都市計画事業として行われ昭和 50 年 10 月に竣工した。それに伴い町田市火葬場は廃止された。昭和 60 年 3 月 27 日に日野市が加わり 5 市で運営・管理することになった（日野市は八王子市同様に火葬場所有のため住民の一部が利用）。

業務開始当時は、火葬炉 6 基・待合室 3 室で運営されていたが、昭和 58 年に火葬炉 3 基を増設、昭和 60 年に待合室 3 室を増設し、平成 7～8 年にかけて火葬炉 3 基・待合室 4 室を増設し式場も増設している。さらに平成 21 年 3 月式場棟を増築し、現在は火葬炉 12 基、式場 3 式場、待合室 13 室で運営を行っている。

□立川聖苑（一部事務組合）



立川聖苑外観



立川聖苑炉前ホール

設置主体	立川・昭島・国立聖苑組合（立川市、昭島市、国立市）			
対象人口	約 365,000 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）			
建設年	平成 11 年 3 月 30 日			
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階			
敷地面積	2,511.16 m ²	建築面積	1,251.2 m ²	延床面積 2,002.8 m ²
火葬炉	大型炉 7 基			
施設構成	告別室 2 室、収骨室 2 室、待合室 6 室（洋室 4 室、和室 2 室）、霊安室 1 室（1 体収容）、 駐車場台数 35 台			
施設運営	直営（火葬業務は委託）			
火葬件数	住 民	大人 2,769 件	小人 7 件	死胎児 22 件 身体の一部・改葬など 14 件
	住民外	大人 929 件	小人 0 件	死胎児 4 件 身体の一部・改葬など 0 件
	合 計	大人 3,698 件	小人 7 件	死胎児 26 件 身体の一部・改葬など 14 件
	総 計	3,745 件		
	受 入 数	1 日最大受入数 17 件（人体のみ 17 件）		
休業日	友引、年始 1 月 1 日から 1 月 3 日			
稼働日数	304 日（年間）			
火葬受入	9:00（1 体）、9:30（1 体）、10:00（1 体）、10:30（2 体）、11:00（1 体）、 11:30（2 体）、12:00（1 体）、12:30（1 体）、13:00（1 体）、 13:30（2 体）、14:00（1 体）、14:30（2 体）、15:00（1 体）			

火葬場の経緯

立川市が昭和 23 年（1948）12 月 25 日に土葬禁止区域に指定されることに伴い、火葬場の建設が計画された。火葬場は昭和 23 年 3 月に設置され、昭和 23 年 10 月 8 日に都市計画決定されている。住所は立川市羽衣町 3 目 94・95 番地であった。その後、昭和 60 に年に昭島市・国立市が加わり、3 市による一部事務組合の立川・国立・昭島組合火葬場となる。現在の組合名は立川・国立・昭島聖苑組合となっている。

平成 11 年 3 月に同敷地内で施設の建替えが行われた。現在では住宅地の中の火葬場となっている。その後、駐車場が拡張されており、隣接する立川斎場は、立川・国立・昭島聖苑組合の運営ではなく、立川市単独の運営である。

□府中の森市民聖苑



府中の森市民聖苑全景



府中の森市民聖苑炉前ホール

設置主体	府中市（市単独）
対象人口	250,659 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）
建設年	平成 8 年 7 月 15 日
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階、地下 1 階
敷地面積	12,000 m ² 建築面積 5,244 m ² 延床面積 9,872 m ²
火葬炉	普通炉 6 基
施設構成	告別室 2 室、収骨室 2 室、待合室 5 室（和室 5 室）、霊安室 2 室（9 体収容）、葬儀式場 4 室（150 席×1 室、90 席×2 室、50 席×1 室）、法要室 4 室、駐車場台数 79 台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住 民 大人 1,776 件 小人 3 件 死胎児 13 件 身体の一部・改葬など 0 件 合 計 大人 1,776 件 小人 3 件 死胎児 13 件 身体の一部・改葬など 0 件 総 計 1,792 件
受入数	1 日最大受入数 7 件（人体のみ 7 件）
休業日	休館日
稼働日数	344 日（年間）
火葬受入	10：30 11：30 12：00 12：30 13：30 14：30 15：30（各時間帯 1 件）

火葬場の経緯

昭和 50 年に長期計画をふまえ、基地跡地利用計画を「平和の森」構想として策定し市民斎場建設が盛り込まれた。平成 4 年 12 月に「市民斎場は必要であり、場所については基地跡地が適切である。」との答弁が出された。建設に関して賛成と反対と賛否両論あったが、「市民斎場建設促進に関する請願」を採択した。これを受けて斎場建設の検討に入り基本構想策定の作業に入った。

大きな反対運動が起ったが都市計画決定のための事前協議に入り、平成 6 年に都市計画法に基づく住民説明会を開催した。同年都市計画火葬場の承認・決定がされその後都市計画事業認可もされた。平成 8 年 2 月に本体工事、同年 6 月に外構工事が竣工し、7 月に火葬炉 4 基、葬儀式場 3 室で開館した。

計画から 21 年と長い労力と時間をかけての建設であった。京王線東府中駅から歩いて行ける位置にあり葬儀式場や法要室を備えた利便性の良い火葬場である。平成 19 年度に大規模改修を行い、火葬炉は 4 基から 6 基、葬儀式場は 3 室から 4 室と増設、また、法要室を葬儀式場に合わせ 4 室に整備した。

□瑞穂斎場（一部事務組合）



瑞穂斎場外観



瑞穂斎場炉前ホール

設置主体	瑞穂斎場組合（瑞穂町、福生市、羽村市、埼玉県入間市、武蔵村山市）			
対象人口	371,183 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）			
建設年	平成 14 年 10 月 1 日			
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 2 階			
敷地面積	25,288.30 m ²	建築面積	5,044.59 m ²	延床面積 5,483.03 m ²
火葬炉	大型炉 8 基			
施設構成	告別室 3 室、収骨室 3 室、待合室 10 室（洋室 8 室、和室 2 室）、霊安室 1 室（4 体収容）、葬儀式場 3 室（150 席×1 室、70 席×1 室、40 席×1 室）、駐車場台数 250 台			
施設運営	直営（火葬業務は委託）			
火葬件数	住 民 大人 3,155 件 小人 6 件 死胎児 24 件 身体の一部・改葬など 17 件 住民外 大人 126 件 小人 0 件 死胎児 4 件 身体の一部・改葬など 2 件 合 計 大人 3,281 件 小人 6 件 死胎児 28 件 身体の一部・改葬など 19 件 総 計 3,334 件			
受入数	1 日最大受入数 14 件（人体のみ 14 件）			
休業日	年始 1 月 1 日から 1 月 3 日、臨時休業日（メンテナンスの必要があるとき）			
稼働日数	307 日（年間）			
火葬受入	9：30、10：30、12：30、13：30 及び 14：30 については 2 体受入。 11：30 については 3 体受入。冬季は 14：30 も 3 体受入。			

火葬場の経緯

瑞穂斎場組合斎場の始まりは株式会社積善社火葬場が昭和 11 年 4 月 24 日に開設したもので、当時の住所は埼玉県元狭山村栗原新田であった。昭和 27 年に狭山火葬場組合が買収した。昭和 33 年に元狭山村の一部が瑞穂町に編入したことに伴い、東京都へ同地が組込まれた。その後、昭和 62 年に都市計画決定を行い平成元年に瑞穂斎場組合に改称した。構成市町は瑞穂町・福生市・羽村市・埼玉県入間市と東京都と埼玉県にまたがっているという形態で、都道府県を越えての一部事務組合の設置は全国的にもめずらしい。

その後、平成 14 年に同敷地内で建替えが行われ、平成 17 年には武蔵村山市が加わった。その際、火葬炉 2 基の増設と収骨室 1 室、待合室 3 室の増築が行われた。現在は、瑞穂町・福生市・羽村市・埼玉県入間市・武蔵村山市の 4 市 1 町で運営されている。

□青梅市火葬場・青梅市斎場



青梅市火葬場外観



青梅市火葬場炉前ホール

設置主体	青梅市（市単独）			
対象人口	137,406 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）			
建設年	平成 19 年 2 月			
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階、地下 1 階			
敷地面積	6,656 m ²	建築面積	1,191 m ²	延床面積 2,128 m ²
火葬炉	普通炉 4 基、動物炉 1 基			
施設構成	告別室 2 室、収骨室 2 室、待合室 4 室（洋室 4 室）、霊安室 1 室（3 体収容）、葬儀式場 3 室（122 席×1 室、96 席×1 室、50 席×1 室）、駐車場台数 55 台			
施設運営	指定管理者			
火葬件数	住 民	大人 1,292 件	小人 0 件	死胎児 7 件 身体の一部・改葬など 9 件
	住民外	大人 136 件	小人 0 件	死胎児 3 件 身体の一部・改葬など 4 件
	合 計	大人 1,428 件	小人 0 件	死胎児 10 件 身体の一部・改葬など 13 件
	総 計	1,451 件		
受 入 数	1 日最大受入数 10 件（人体のみ 10 件）			
休業日	友引、年始 1 月 1 日から 1 月 3 日			
稼働日数	303 日（年間）			
火葬受入	9：00、9：30、10：00、10：30、11：30、12：00、 13：00、13：30、14：00、14：30 （各時間帯 1 件）			

火葬場の経緯

青梅市火葬場は昭和 39 年に青梅市長淵に都市計画火葬場として建設された。『青梅市史 下巻(平成 7 年)』によると、昭和 41 年 10 月に青梅市では市内全域が火葬制度となったが、それまでは伝染病など特別の場合を除き、土葬という地域がほとんどであった、と記述されている。都市計画火葬場の建設に伴い、市内全域で火葬へと変わっていくことになった。また、平成 19 年 2 月に同敷地で建替えが行われた。なお、葬儀式場と火葬棟は別棟で敷地は道路で分断されているため地下道で結ばれている。

□ひので斎場（一部事務組合）



ひので斎場外観



ひので斎場炉前ホール

設置主体	秋川流域斎場組合（あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）			
対象人口	106,876 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）			
建設年	平成 13 年 4 月 1 日			
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階			
敷地面積	37,782.79 m ²	建築面積	3,547.98 m ²	延床面積 4,954.05 m ²
火葬炉	普通炉 3 基			
施設構成	炉前ホール 3 分割、収骨室 2 室、待合室 3 室（和室 3 室）、霊安室 1 室（3 体収容）、葬儀式場 2 室（100 席×2 室）、駐車場台数 82 台			
施設運営	直営（火葬業務は委託）			
火葬件数	住 民 大人 1,216 件	小人 2 件	死胎児 10 件	身体の一部・改葬など 6 件
	住民外 大人 122 件	小人 1 件	死胎児 1 件	身体の一部・改葬など 4 件
	合 計 大人 1,338 件	小人 3 件	死胎児 11 件	身体の一部・改葬など 10 件
	総 計 1,362 件			
受 入 数	1 日最大受入数 8 件（人体のみ 8 件）			
休 業 日	友引、年始 1 月 1 日から 1 月 3 日			
稼働日数	302 日（年間）			
火葬受入	9：00、9：30、10：00、11：00、11：30、 13：00、13：30、14：00（各時間帯 1 件）			

火葬場の経緯

秋川流域斎場組合「ひので斎場」は、平成 9 年に都市計画決定され、平成 13 年 4 月に供用を開始している。秋川流域斎場組合の設立は平成 7 年 5 月 1 日で、当初の構成市町村は、あきる野市、日の出町、檜原村であったが、平成 25 年 5 月 1 日に奥多摩町が組合に加入している。平成 22 年に式場棟から火葬棟へ移動するためエレベーターを設置した。それまでは会葬者は外を歩いて移動していた。

□多磨葬祭場（民営）



多磨葬祭場外観



多磨葬祭場特別殯館炉前ホール

設置主体 株式会社日華

主な対象地域 三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、小金井市、国分寺市、西東京市他

建設年 昭和6年4月20日

構造 鉄筋コンクリート造 地上2階

敷地面積 7,526.095 m² **建築面積** 2,334.487 m² **延床面積** 3,121.473 m²

火葬炉 特別殯館2基、特別室4基、最上等8基

施設構成 火葬炉のランクによって3つに炉前ホールが分けられる、収骨室6室、待合室17室（洋室14室、和室3室）、霊安室1室（20体収容）、葬儀式場3室（150席×1室、50席×2室）、駐車場台数55台

施設運営 直営（民営）

火葬件数 全体 大人11,423件 小人114件 死胎児217件 身体の一部・改葬など83件
総計 11,837件

（多摩地域 大人9,367件 小人93件 死胎児170件 身体の一部・改葬など68件）

受入数 1日最大受入数 60件

休業日 友引、年始1月1日から1月3日、年2日のメンテナンス日

稼働日数 301日（年間）

火葬受入 9時～15時までの各時間帯8件

火葬場の経緯

当時民営火葬場が主であった東京市（当時）で、大正8年に東京市会にて市営火葬場の設置が可決された。その後の計画では東と西にそれぞれ1ヵ所ずつが予定され、多摩墓地（現東京都営多磨霊園）の付属施設としての多摩火葬場（敷地面積5,000坪：約1万6,530 m²）、と瑞江火葬場が都市計画火葬場として計画された。多磨火葬場は都市計画火葬場として計画されたが、東京市営で建設されることはなかった。

民営の多磨火葬場（現多磨葬祭場）は昭和4年に設置許可が下り、多磨墓地の隣接地に建設され、昭和6年9月22日に使用許可が下りている。敷地は2,200坪（7,260 m²）で、東京市の計画の約半分となっている。

4) 島しょ地域の火葬場

島しょ地域においては元々土葬が主であったが、昭和 40 年頃から各島で火葬場が整備されるようになった、島しょ地域の火葬場の概要は次の通りである。なお、前述の多摩地域の状況と同様、各データについては、平成 26 年 7 月に実施した各火葬場からのアンケート調査結果により把握したもの（火葬件数及び稼働日数については、平成 25 年度実績）である。

□大島町火葬場



大島町火葬場外観



大島町火葬場炉前ホール

設置主体	大島町（町単独）			
対象人口	8,289 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）			
建設年	平成 13 年 8 月 31 日			
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階			
敷地面積	3,196.20 m ²	建築面積	297.00 m ²	延床面積 240.61 m ²
火葬炉	普通炉 2 基			
施設構成	炉前ホール、収骨室 1 室、待合室 2 室（洋室 1 室、和室 1 室）、霊安室 1 室（1 体収容）、葬儀式場 2 室（72 席×1 室、80 席×1 室）、駐車場台数 44 台			
施設運営	直営（火葬業務は委託）			
火葬件数	住 民	大人 127 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 2 件
	住民外	大人 2 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件
	合 計	大人 129 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 2 件
	総 計	131 件		
受入数	1 日最大受入数 7 件（人体のみ 2 件）			
休業日	友引、年末 12 月 28 日から年始 1 月 3 日			
稼働日数	98 日（年間）			
火葬受入	午前 9 時から午後 5 時まで			

□新島村火葬場



新島村火葬場外観



新島村火葬場炉前ホール

設置主体	新島村（村単独）			
対象人口	2,920 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）※新島村全体			
建設年	平成 17 年 7 月			
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階			
敷地面積	2,205.42 m ²	建築面積	288.39 m ²	延床面積 345.73 m ²
火葬炉	大型炉 1 基			
施設構成	炉前ホールのみ、待合室 2 室（洋室 1 室、和室 1 室）、駐車場台数 23 台			
施設運営	直営（火葬業務は委託）			
火葬件数	住 民	大人 28 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件
	住民外	大人 2 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件
	合 計	大人 30 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件
	総 計	30 件		
受 入 数	1 日最大受入数 2 件（人体のみ 2 件）			
休業日	休業の規定なし			
稼働日数	30 日（年間）			
火葬受入	午前 9 時から午後 5 時まで			

□式根島火葬場



式根島火葬場外観



式根島火葬場炉前ホール

設置主体	新島村（村単独）			
対象人口	2,920 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）※新島村全体			
建設年	平成 22 年 3 月			
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階			
敷地面積	1,915.39 m ²	建築面積	250.00 m ²	延床面積 252.64 m ²
火葬炉	大型炉 1 基			
施設構成	炉前ホールのみ、待合室 1 室（洋室 1 室）、駐車場台数 17 台			
施設運営	直営（火葬業務は委託）			
火葬件数	住 民	大人 4 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件
	住民外	大人 1 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件
	合 計	大人 5 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件
	総 計	5 件		
受入数	1 日最大受入数 2 件（人体のみ 2 件）			
休業日	休業の規定なし			
稼働日数	5 日（年間）			
火葬受入	午前 9 時から午後 5 時まで			

□神津島村火葬場



神津島村火葬場外観



神津島村火葬場炉前ホール

設置主体	神津島村（村単独）
対象人口	1,930 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）
建設年	平成 13 年 9 月 30 日
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
敷地面積	941.5 m ² 建築面積 150.41 m ² 延床面積 150.41 m ²
火葬炉	普通炉 1 基
施設構成	炉前ホールのみ、待合室 1 室（洋室 1 室）、駐車場台数 10 台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住 民 大人 26 件 小人 0 件 死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件 総 計 26 件 （住民利用のみで住民外の利用は無かった）
受 入 数	1 日最大受入数 2 件（人体のみ 2 件）
休業日	無休
稼働日数	25 日（年間）
火葬受入	午前 9 時から午後 5 時まで

□三宅村火葬場



三宅村火葬場外観



三宅村火葬場炉前ホール

設置主体	三宅村（村単独）
対象人口	2,767 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）
建設年	平成 4 年
構造	鉄筋コンクリート造 地上 1 階
敷地面積	2,454.51 m ² 建築面積 274.00 m ² 延床面積 227.50 m ²
火葬炉	普通炉 2 基
施設構成	炉前ホールのみ、待合室 2 室（和室 2 室）、駐車場台数 20 台
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住 民 大人 21 件 小人 0 件 死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 5 件 総 計 26 件 （住民利用のみで住民外の利用は無かった）
受 入 数	1 日最大受入数 2 件（人体のみ 2 件）
休業日	土日・祝日及び年末年始を休日としているが、申請があれば業務を行う
稼働日数	22 日（年間）
火葬受入	午前 9 時から午後 5 時まで

□八丈町火葬場



八丈町火葬場外観



八丈町火葬場炉前ホール

設置主体	八丈町（町単独）
対象人口	7,935 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）
建設年	平成 20 年 9 月
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階
敷地面積	2,762.7 m ² 建築面積 546.7 m ² 延床面積 897.11 m ²
火葬炉	普通炉 2 基
施設構成	炉前ホール、収骨室 1 室、待合室 2 室（洋室 1 室、和室 1 室）、霊安室 1 室（1 体収容）、 駐車場台数 38 台
施設運営	指定管理者
火葬件数	住 民 大人 127 件 小人 0 件 死胎児 0 件身体の一部・改葬など 16 件 総 計 143 件 （住民利用のみで住民外の利用は無かった）
受入数	1 日最大受入数 3 件（人体のみ 3 件）
休業日	無休
稼働日数	100 日（年間）
火葬受入	午前 7 時から午後 10 時まで

□小笠原村父島火葬場



父島火葬場外観



父島火葬場炉前ホール

設置主体	小笠原村（村単独）			
対象人口	2,100 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）			
建設年	平成 19 年			
構造	鉄筋コンクリート造 地上 1 階			
敷地面積	4,394 m ²	建築面積	298 m ²	延床面積 322 m ²
火葬炉	普通炉 1 基			
施設構成	炉前ホール、収骨室 1 室、待合室 1 室（洋室 1 室）、霊安室 1 室（2 体収容）、葬儀式場 1 室（30 席×1 室）、駐車場台数 15 台			
施設運営	直営（火葬業務は委託）			
火葬件数	住 民	大人 4 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件
	住民外	大人 1 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件
	合 計	大人 5 件	小人 0 件	死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件
	総 計	5 件		
受 入 数	1 日最大受入数 2 件（人体のみ 2 件）			
休業日	無休			
稼働日数	15 日（年間）			

□小笠原村母島火葬場



母島火葬場外観



母島火葬場炉前ホール

設置主体	小笠原村（村単独）
対象人口	480 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）
建設年	昭和 53 年 8 月 13 日
構造	鉄筋コンクリート造 地上 1 階
敷地面積	667 m ² 建築面積 66 m ² 延床面積 50 m ²
火葬炉	普通炉 1 基
施設構成	炉前ホール
施設運営	直営（火葬業務は委託）
火葬件数	住 民 大人 1 件 小人 0 件 死胎児 0 件 身体の一部・改葬など 0 件 総 計 1 件 （住民利用のみで住民外の利用は無かった）
受 入 数	1 日最大受入数 2 件（人体のみ 2 件）
休業日	無休
稼働日数	2 日（年間）

5) 火葬施設に対する課題について

「火葬施設に対する課題」について回答があったのは次の9カ所の火葬場であった。回答があった内容を表4に示した。

表4 火葬施設に対する課題

施設名称	設備面の課題	運営面の課題
八王子市斎場	平成2年の建築物であり、経年劣化による設備・機器のトラブル、修繕の増加。	葬儀形式の多様化への対応が必要。 式を行わない場合：告別ホールで30分くらい別れの儀式を行うケースあり。 火葬待合室の混雑：待合室にて飲食許可をしているが量の多い食事がふるまわれ、片づけに時間がかかりすぎるため、次の時間の方を待たせるケースが多くなってきた。
日野市営火葬場	施設の老朽化	
府中の森市民聖苑	施設・設備の劣化	葬儀に対する意識の変化に対する対応
立川聖苑	建物、設備等の維持修繕	
青梅市火葬場	建物の雨漏り対応	
多磨葬祭場	当火葬場は第一種低層住居専用地域のため、施設の拡張ができないこと。	
大島町火葬場	築年数も10年を超え、設備、建物共に老朽化している。	現在火葬業務委託している業者以外に当該業務受託を希望する業者が全くいない状況・委託契約につき永らく特命随意契約により他社との競争原理が働かない。
小笠原村父島火葬場	保守業務が村内に存在せず運用保守面で不安。	
小笠原村母島火葬場	建物・設備が老朽化しており、数年以内にリプレイスが必要。	

「火葬施設に対する課題」について、アンケートでの回答は少なかったが、次のように整理できる。

・設備面からみた課題について

設備面では施設の老朽化を課題に挙げていた火葬場が多くみられた

特に民営の多磨葬祭場は都市計画決定をされておらず、敷地が第一種低層住居専用地域のため、施設の拡張ができないことをあげている。府中市には府中の森市民聖苑があり、府中市民のほとんどが市民聖苑を利用しているため、府中市民への影響はないが、改修が出来ないことによる影響は火葬場を所有していない自治体に対して大きいものと思われる。

島しょ地域では、海に近い火葬場も多いため、塩害による建物の劣化が多摩地域の火葬場より激しい。そのため早いサイクルで建物の改修等が必要になっている。また、小笠原村のようにメンテナンス業者の不足を挙げているところもあった。

・運営面からの課題について

大島町火葬場では火葬を行う人の確保が課題となっているところもあった。島しょ地域では維持管理や業務を行う人の確保が課題となっているといえる。

最近の社会状況や葬送習慣の変化に伴い、八王子市斎場や府中の森市民聖苑では、葬儀に対する意識の変化に対応する必要性を挙げるなど、直葬の増加や焼骨の引き取り拒否、遺族の立会い

の無い火葬など、葬儀の変化への対応も火葬場として求められている。

また火葬場全体の課題として、八王子市斎場では運営管理の難しさとして、次の内容をあげていた。

「斎場は故人との最後の別れ場として、遺族の気持ちに寄り添って運営したいが、葬儀形態が多様化及び火葬件数が増加する中で時間との戦いに翻弄され、葬祭業者とのトラブル（例：火葬場への到着が遅れるケース）も増加傾向にある。」

火葬件数が増えることにより、効率優先となり火葬をこなすことが精一杯で、十分なお別れを行うことができないなどの問題や、火葬場は公共施設であり多くの人が利用するが、葬祭業者が上手く遺族をコントロールできないことにより運営の支障がみられるなど、火葬件数の増加への対応と遺族への配慮の狭間で管理者の苦労が伺えた。

6) 死亡者数の増加への対応について

「今後の死亡者数増加への対応について対策を講じているか」について回答があったのは次の3カ所の火葬場であった。回答があった内容を表5に示す。

表 5 今後の死亡者数増加への対応について対策を講じているか

施設名称	設備面での対応についての対策	運営面での対応についての対策
八王子市斎場		増加の状況を見極め、必要となれば今の火葬時間枠で受入件数を増やす。そのためにはパソコン利用の予約案内システムの変更が必要。
南多摩斎場		火葬受入枠（件数）を増加する予定。
大島町火葬場	現状では、不良個所に随時対応していくほかはない。	業務が「人の死」に関するデリケートなもので、他の業者を探し育成すること自体がつねに業者の情報を積極的に集めていきたい。

瑞穂斎場、ひので斎場や青梅市火葬場のように、今後の火葬需要を見越して既に施設整備を終えたところもある。火葬件数が多く稼働率が高い火葬場がみられるものの、アンケート上では対応を考えていない火葬場が多かった。

新たな施設の建設などは、担当者レベルでは回答できない部分ではあると思われるが、具体的に施設の改修や建物の建設などを予定しているところはなく、運営面で何とか対応したいという考えがみられた。

4. 火葬場の利用補助の事例について

多摩地域の火葬場は圏域内の住民の場合、ひので斎場を除き他の全ての火葬場で火葬料金が無料である。

したがって、生活保護者などの減免措置は必要ない。一般と区別がないため、生活保護者の火葬がどれくらいあるのかについての把握はしていない。

火葬場の利用に関して何らかの補助があるかについて回答があったのは、次の2ヵ所であった。回答があった内容を表6に示す。

表 6 火葬場の利用補助の事例について

施設名	目的	助成の要件	助成額
瑞穂斎場	組織団体の住民が組合外の火葬場を使用したとき、その使用に要した料金を補助することを目的とする。	組合住民の責任でない理由により組合の施設を利用できない場合で、組合からの指示に従った場合。	火葬場使用料及び霊柩車使用料の一部又は全額。
三宅村火葬場	三宅村火葬場条例第7条に基づく、使用料の減免。	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者。 (2) その他、村長が特別の事由があると認めた者。	(1) 定額の2分の1相当額 (2) 定額の4分の1相当額

瑞穂斎場の利用補助は組合内の住民が火葬場の施設の故障などで火葬が行えなく他の火葬場を利用した場合に補助を行うというもので、特に問題が無いときに他の火葬場を使用した場合は助成の対象にはならない。三宅村火葬場は、生活保護者などの火葬料金に関する減免となっている。

火葬場が混雑しているため、混雑緩和を含め他の火葬場の利用を認めるといったような助成制度はみられなかった。

減免措置としては、民営の多磨葬祭場では自主的に市・区民葬の希望の手続きを行えば、最上等の火葬料金が59,000円から53,100円となり、生活保護者など減額・公費となる場合は29,500円となっている。この減額分に対しては自治体から多磨葬祭場に対して補助はない。

周辺自治体の火葬施設との連携については、「連携している」と回答があった自治体は1ヵ所もなかったことから、周辺自治体との連携はあまり行われていないのが現状である。

5. 火葬場の使われ方と葬送習慣について

1) 調査の概要と方法

各火葬場の使われ方や火葬場が立地している地域の葬送習慣について把握することを目的に、各火葬場の現地視察を行い、火葬場がどのように遺族や会葬者に配慮しながら運営しているか、運営上の課題になどについてヒアリング調査を行った。

現地ヒアリング調査は、平成26年8月4日（月）から9月4日（木）にかけて行い、多摩地域の火葬場については9カ所全て、島しょ地域については小笠原村父島及び小笠原村母島の2カ所の火葬場を除いた6カ所の、計15カ所の火葬場について行った。

ヒアリングは、施設を管理している場長、火葬場に常駐した管理者がいない場合は、火葬場を管轄する担当課の担当者に対して行った。

2) 火葬場内での葬送行為に関する項目

①火葬場に到着する主な葬列車両と駐車場について

(1) 霊柩車の種類の傾向

・多摩地域の火葬場

主に使用される霊柩車をみると、多摩地域では洋型霊柩車またはワンボックス型の寝台車が増えている。宮型霊柩車を禁止していなくても、宮型霊柩車を使用するケースは少なく、宮型霊柩車離れが進んでいる。



ワンボックス型霊柩車の例



宮型霊柩車の例

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域では、大島町及び八丈町を除いて葬祭業者は無い。大島町の葬祭業者は霊柩車を所有していないため、大島町所有の霊柩車を使用している。八丈町には葬祭業者が2社あり、それぞれリムジン型霊柩車を所有している。

それ以外の島しょ地域では葬祭業者が無いことから、村で霊柩車を所有しており、それを利用している。新島村火葬場、式根島火葬場には霊柩車の車庫があり、そこにワンボックスを改造した霊柩車が配置され、火葬の際は貸出しを行い近親者が運転する。神津島村火葬場、三宅村火葬

場は、村所有の霊柩車を火葬業務の委託業者が使用している。



新島村火葬場にある霊柩車



式根島火葬場にある霊柩車

・島外からの遺体搬送について

救急病院が無い島もあり、島しょ地域では島外で亡くなることも多い。23 区内の病院で亡くなった場合は次のような経路で遺体がそれぞれの島まで運ばれる。

①委託業者が病院から東海汽船のフェリーが発着する竹芝桟橋まで柩（遺体）を運ぶ



※高速艇は区画された客室がないため利用されない

②東海汽船のフェリーの 1 等客室に柩を安置する



※客室内は遺族だけの貸切りとし他の乗船客は入れないようにといった配慮がなされる

③島にフェリーが着いたら柩を下船させる



※他の乗船客の目に触れないように乗船客の乗降前か後のどちらかに行われる

④霊柩車で自宅などへ柩を運ぶが、葬祭業者が無い新島村、神津島村などでは村役場の霊柩車を借りる

(2) 葬列車両の状況

・多摩地域の火葬場

葬列車両の状況をみると、府中の森市民聖苑では併設の葬儀式場の利用割合が高いため、最寄りの交通機関や乗用車を利用して各自で来場する割合が多い。

駐車場が狭いため、立川聖苑は乗用車の利用は 2 台、日野市営火葬場では乗用車の利用は 3 台と、乗用車の利用を制限していることもあり、マイクロバスの利用が中心となっている。それ以外ではマイクロバスと乗用車の利用になる。葬儀式場がある瑞穂斎場や民営の多磨葬祭場ではタクシーの利用もみられる。

八王子市斎場、日野市営火葬場、青梅市火葬場などでは会葬者の減少もあるが、費用を掛けないようにマイクロバスをなるべく利用せずに乗用車の利用が増えている。

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域では、大島町火葬場や八丈町火葬場ではマイクロバスの利用もあるが、それ以外では軽自動車などの利用が多くなっている。

②火葬場内での葬送行為について

(1) 告別室（ホール）内等での最後のお別れを行う行為について

・多摩地域の火葬場

炉前ホールの他に告別室または告別ホールがあるのは、八王子市斎場、府中の森市民聖苑、瑞穂斎場、青梅市火葬場で、その他の火葬場は炉前ホールのみである。

南多摩斎場については、エントランスホール正面に焼香台を置き、柩が火葬炉に納まるのを確認した後そこで読経・焼香が行われる。告別の時間は5分～15分程度となっており読経や焼香が行われる。

炉前ホールしかない日野市営火葬場では時間制限が設けられており、見送りを含めて5分となっている。また受入れ件数が多い南多摩斎場では5分、府中の森市民聖苑と瑞穂斎場では15分と告別の時間が制限されている。

告別室がある火葬場では会葬者集団の個別化が図られているが、八王子市斎場は告別ホール形式となっており、同時2件が重なることもあるため大きな音を出す演奏などの制限が設けられている。

ひので斎場は炉前ホールが分割されており、告別から柩の見送りは一体で行われている。

民営の多磨葬祭場では告別から柩の見送りは一体となるが、等級によって炉前ホールが分かれており、特別殯舘と特別室では個別化が図られている。お別れの形式は自由である。

会葬者数は、瑞穂斎場では50名程度と多いが、その他の火葬場では15名～20名程度となっており減少傾向にある。



八王子市斎場の告別ホール



青梅市火葬場の告別室

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域の火葬場に関しては、全ての火葬場は炉前ホールのみで建物構成となっており、告別から柩の見送りは一連で行われる。島しょ地域では会葬者の数が比較的多く、20名～40名程度が中心となっている。火葬件数が少なく同時時間帯に1件しか火葬が行われないため、告別の形式は自由に行うことができる。

・直葬について

多摩地域の火葬場では直葬の割合が増えており、その割合は府中の森市民聖苑が 38%、八王子市斎場では 28%、その他の火葬場では 10～15% となっている。直葬の場合でも、読経や焼香の他、お花入れができる火葬場が多くなっている。

島しょ地域では、単身者が亡くなっても、近くに住んでいる後見人が火葬に立ち会うため、直葬の比率は少ない。大島町火葬場と八丈町火葬場で僅かにみられる程度である。

(2) 炉前ホールでの柩を火葬炉へ納めるのを見送る行為の状況について

・多摩地域の火葬場

告別室が無く炉前ホールのみの日野市営火葬場とひので斎場では、告別から柩の見送りは一体で行われる。民営の多磨葬祭場も同様である。

公営の火葬場では、柩の見送りの際に炉前ホールには八王子市斎場を除き 1 組の会葬者しか入れずに個別化が図られている。八王子市斎場は受入れの関係もあり、同時に複数の会葬者が入ることになり、炉前ホールに入れる人数も 6 名に制限されている。立川聖苑でも、炉前ホールには 1 組の会葬者しか入れない。また、府中の森市民聖苑は、炉前ホールに入れるのは喪主等親族、僧侶である（炉前を見渡せる見送りホールには 1 組の会葬者が立ち会うことができる）。

見送り時間については南多摩斎場と日野市営火葬場では 5 分に制限され、瑞穂斎場では 15 分となっている。ひので斎場では告別を含めて 30 分以内になるようお願いをしている。

民営の多磨葬祭場では全員が炉前ホールにて見送るが、最上等の場合は複数の会葬者が入り混じることになる。



ひので斎場の分割された炉前ホール



府中の森市民聖苑の見送りホール

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域の火葬場に関しては炉前ホールしかないが、火葬件数が少ないこともあり、特に制限は設けておらず、会葬者がゆっくりと見送りが可能となっている。

(3) 待合時の状況について

・多摩地域の火葬場

待合時の状況をみると、葬儀式場を利用した場合以外は、会葬者は基本的には火葬終了まで待合室で待っている。ほとんどの火葬場で軽食またはお弁当が用意されている。府中の森市民聖苑と瑞穂斎場では持ち込みが出来ないようになっている。

公営の火葬場で、売店の設備があるのは八王子市斎場、南多摩斎場、府中の森市民聖苑、瑞穂斎場で、それ以外は湯茶のみの用意となる。ひので斎場では自動販売機が設置されている。

民営の多磨葬祭場では、待合時の飲食の売上も会社の利益になるため、会葬者へのサービスに配慮している。



瑞穂斎場の待合室



南多摩斎場では売店の他に自動販売機が置かれる

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域の火葬場に関しては、新島村火葬場と式根島火葬場では一部の会葬者を残して帰宅するが、それ以外の火葬場では全員が火葬終了まで待っていることが多い。

地域の人が手伝い乾き物や軽食を持ち込む事が多いが、設備が不十分な施設もあり、式根島火葬場では飲料水まで用意する必要がある。神津島村火葬場では、待合室が狭いため車中で食事をすることもある。



大島町火葬場の式場棟の厨房



神津島村火葬場の外部待合スペース

(4) 拾骨時の状況について

・多摩地域の火葬場

拾骨時の状況を見ると、日野市営火葬場以外では全て収骨室が設定されているため、収骨室で拾骨を行う。喪主が火葬炉から出てきた焼骨を確認するのは、八王子市斎場、府中の森市民聖苑、立川聖苑、青梅市火葬場、民営の多磨葬祭場で、それ以外は喪主による焼骨の確認は行わない。

耐火台車上ではなくトレーに移し換えて拾骨を行うのは、八王子市斎場、南多摩斎場、府中の森市民聖苑となっている。拾骨時間は15分～20分程度である。

遺族からの焼骨の引き取り拒否が南多摩斎場と瑞穂斎場でみられたが、火葬場としては遺族に

対して丁寧に説明し一部でも焼骨を持って帰ってもらうようお願いしている。



八王子市斎場の収骨室



南多摩斎場の収骨室

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域の火葬場の場合、焼骨の間違いが起こりにくいため、喪主等が確認しないで、そのまま拾骨が行われる事が多い。焼骨の引き取りに関して、遺族から拒否されることはほとんどないが、大島町火葬場では、万が一拒否された場合は町の無縁墓に納骨する了承を得てから納骨するとしている。



式根島火葬場の収骨スペース



神津島村火葬場の残灰庫

(5) 葬送行為全体について

・多摩地域の火葬場

多くの火葬場で、遺族の心情に配慮しながら運営を行っている。特に柩の見送り時には、炉前ホールに他の会葬者を入れないように配慮しながら運営を行っている。

火葬時間が決められているにもかかわらず、火葬場への到着が遅れるケースが増えている。運営スケジュールに余裕が無い火葬場では、全体の運営に影響を及ぼすため、葬祭業者に対して時間を守るように指導が行われている。場合によっては、後に回されることもあり、その場合は葬祭業者の責任ではあるが、火葬場に対するクレームにもなっている。そのような状況が年々増えており、火葬件数が増えるにつれて、問題が顕著になってきている。

・島しょ地域の火葬場

島しょ地域では、大島町と八丈町以外には葬祭業者が無く、近所の方の協力を得て葬儀が行わ

れており、葬送習慣が守られている。神津島村では、火葬の手続きの際、葬儀の進行をまとめた用紙を役場で配布している。そこには用意するものなどの注意事項が書かれている。

3) 火葬場の運営に関する項目

①職員構成について

ヒアリングを行った 15 ヶ所の火葬場の内、民営の多磨葬祭場と指定管理者の青梅市火葬場と八丈町火葬場を除き、12 ヶ所は直営である。直営の場合は火葬業務に関しては民間企業または個人に委託をしている。

指定管理者と民営の火葬場を除き、火葬場に自治体職員や固有職員（嘱託を含む）などが常駐し管理業務を行っているのは、八王子市斎場、南多摩斎場、府中の森市民聖苑、立川聖苑、瑞穂斎場、ひので斎場となっており、それ以外は委託職員だけで業務を行っている。式根島火葬場では火葬業務受託者が高齢のため、村の職員が立ち会って手伝っている。

葬祭業者が関わる業務として会葬者の案内誘導が挙げられる。他には八王子市斎場、立川聖苑、青梅市火葬場、ひので斎場では、待合室の準備・片付を行っており、府中の森市民聖苑、民営の多磨葬祭場では告別や拾骨の進行も手伝っている。

島しょ地域の火葬場については大島と八丈島以外には葬祭業者が無く、自ら葬儀を行うところが多いため火葬場においても自主的に多くの事が行われている。

②年間の運営費用について

民営の火葬場を除き、火葬場の運営は独立採算ではないため、政策的な料金形態となっており、火葬料金は無料または低廉な料金で、不足分は税金による補てんが行われている。

多摩地域では、圏域内住民の場合ひので斎場を除き火葬料金が無料であり、葬儀式場がなければ、収入源はわずかである。料金収入のみで運営できている火葬場はみられない。

年間の維持管理費に対する収入の状況をみると、八王子市斎場が 18.9%、日野市営火葬場が 19.9%、南多摩斎場が 6.2%、府中の森市民聖苑が 35.0%、瑞穂斎場が 4.8%、青梅市火葬場が 16.2%、ひので斎場が 11.4%などとなっている。

年間の維持管理費を全体の火葬件数で割った 1 体火葬するのにかかる費用は、八王子市斎場が 2 万 9 千円、日野市営火葬場が約 2 万 5 千円、南多摩斎場が約 4 万 3 千円、府中の森市民聖苑が 11 万 2 千円、瑞穂斎場が 6 万 4 千円、青梅市火葬場が 4 万 7 千円、ひので斎場が約 27 万 8 千円（一時的な経費増を除くと約 10 万円）となっている。

件数が多ければ、1 体当たりの費用は安くなるが、設備が充実しているとともに、ゆつたりとお別れができる施設ほど、かかる経費は高くなっている。

島しょ地域については、火葬料金が高めに設定されているため、維持管理費に対する収入の比率は高いが、火葬件数が少ないため 1 体当たりの費用は割高になっている。

③運営に関する課題について

・設備面からの課題

維持管理の状況については、設備面では、多くの火葬場で、建物の老朽化や経年劣化に伴う修繕費の増加、維持管理費の問題についてあげている。比較的新しい青梅市火葬場でも湿気対策や

雨漏りが問題となっている。八王子市斎場では火葬炉の補修の必要性など、火葬場周辺の環境面でも問題となっている。

・運営面からの課題

運営面では、立川聖苑では委託の問題、八王子市斎場では待合室の混雑と火葬の有料化の検討、南多摩斎場では死亡者数増加に伴う火葬受入可能件数（枠）の拡大が課題となっている。

島しょ地域の火葬場では、火葬業務を行う人の確保が課題として挙げられている。

4) 火葬場の情報公開等に関する項目

①火葬場の情報公開について

多摩地域の各火葬場にはホームページがあり、施設概要や火葬料金、予約・利用方法などが掲載されている。南多摩斎場では、排ガスの測定結果も公表されている。利用者数も多く、更に圏域外住民の利用もあるため、ホームページの内容も充実しているものと思われる。さらに葬儀式場が併設されている場合は、交通案内や駐車場の案内もしっかり行われている。

島しょ地域では、八丈町火葬場のみホームページに施設概要や火葬料金、予約・利用方法などが掲載されているが、その他の火葬場は情報が記載されていない。地域の人が葬儀や火葬を手伝うため、特に情報は不要であると思われる。

②火葬場の周辺住民との協議及び説明の場について

定期的に周辺住民との協議及び説明の場を設けているのは、八王子市斎場のみで、1 年間に 2 回行われている。

ひので斎場では、特に周辺住民に対して説明の場を設けていないが、地元の自治会長に対して、排ガス、臭気、騒音測定結果の報告を年 1 回行っている。

定期的に周辺住民との協議や説明の場を設けている火葬場は少なかった。

③利用者からの意見の収集について

利用者から火葬場に関する意見を聞く手段を設けているのは、八王子市斎場、府中の森市民聖苑、瑞穂斎場、青梅市火葬場、新島村火葬場、式根島火葬場、神津島村火葬場、八丈町火葬場である。

八王子市斎場ではホームページの投稿ページから可能で、府中の森市民聖苑では市長への手紙、メール、電話等により意見を伝えることができる。瑞穂斎場と青梅市火葬場では、火葬場内のアンケートから、新島村火葬場、式根島火葬場、神津島村火葬場では担当課へ直接意見を伝えるようになっている。八丈町火葬場は火葬場内のアンケートか担当課へのメールで可能である。

約半数の火葬場で利用者から意見を収集する手段が取られていた。

④葬祭業者に対する指導等の状況について

定期的に葬祭業者との協議及び指導の場を設けているのは、民営の多磨葬祭場のみで、葬祭業者、霊柩自動車会社との意見交換が年間 10 回程度行われている。

多くの火葬場が竣工当時に行っており、その後は問題が発生した場合のみ、当該葬祭業者に指

導を行っている。府中の森市民聖苑ではパンフレットによる周知を行っており、八王子市斎場では葬祭組合の会合に出席しそこで意見交換が行われている。

火葬場の考えはある程度周知されているといった考えがみられた。

5) 葬儀式場及び葬儀に関する項目

①葬儀式場の利用について（葬儀式場を併設してある場合のみ）

多摩地域では、葬儀式場を併設しているのは八王子市斎場、南多摩斎場、府中の森市民聖苑、瑞穂斎場、青梅市火葬場、ひので斎場と民営の多磨葬祭場である（つまり日野市営火葬場と立川聖苑を除く）。

島しょ地域には大島町火葬場に葬儀式場が併設されており、八丈町火葬場は待合室と炉前ホールを使用して葬儀は可能である。

八王子市斎場と南多摩斎場の一部、大島町火葬場、八丈町火葬場を除いて、祭壇が設置され貸出しを行っている。

利用に関してどの火葬場も通夜から葬儀・告別式での利用は可能であるが、夜間は一定の時間までで、宿泊設備は無いものの仮眠程度なら可能となっている。

通夜の際はどこの火葬場でも飲食は可能であるが、葬儀・告別式で利用する場合は八王子市斎場では不可となっている。初七日法要の利用については、八王子市斎場、南多摩斎場では不可となっている。



南多摩斎場の葬儀式場



大島町火葬場の葬儀式場

②霊安室について

葬儀式場を併設している八王子市斎場、南多摩斎場、府中の森市民聖苑、瑞穂斎場、青梅市火葬場、ひので斎場、民営の多磨葬祭場、島しょ地域の大島町火葬場と、葬儀が可能な八丈町火葬場には霊安室の設置がある。

ひので斎場と瑞穂斎場のみ、霊安室で遺体との面会は不可となっている。八王子市斎場では、建物の構造上、面会や搬入時間の制限を設定しており、これに関する改善要望が葬祭業者から時々寄せられている。



八王子市斎場の霊安室



八丈町火葬場の霊安室

6) 建築上の課題について

建築上の課題についてあげたのは次の4ヵ所の火葬場である。

八王子市斎場は使い勝手が悪いとの葬祭業者からの意見が、日野市営火葬場は施設の老朽化、青梅市火葬場は緑地の確保であった。

式根島火葬場は利用頻度が少なく、清掃等で月2回程度の開閉を行っているが、自動ドアや鍵の塩害が原因と思われる故障が発生しているといった、島ならではの問題点を挙げていた。



塩害が生じている式根島火葬場



三宅村火葬場の塩害状況

6. 火葬場を所有していない自治体の火葬サービスの考えについて

1) 調査の目的と方法

火葬場を所有していない自治体に対して、火葬場の利用状況や、火葬利用に関する補助、災害対策に対する考えを把握するため、アンケート調査を実施した。調査票は2ページ、問5までとなっており、調査票を企画担当課に郵送及び電子メールで送付し、郵送または電子メールで回答を得た。

火葬場を単独で所有しておらず、また一部事務組合にも加入していない自治体は次の12市3村である。

多摩地域（12市）

武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、西東京市

島しょ地域（3村）

利島村、御蔵島村、青ヶ島村

アンケート実施日 平成26年7月4日（金）

回答期限 平成26年7月24日（木）

回答率 100%

2) 住民の利用が想定される主な火葬場と建設計画の有無について

火葬場を所有していない自治体の住民の利用が想定される主な火葬場の状況と火葬場の建設計画の有無について表7に示した。

表7 火葬場を所有していない自治体の住民の利用が想定される主な火葬場の状況と火葬場の建設計画の有無

自治体名	住民の利用が想定される主な火葬場	火葬場計画の有無
武蔵野市	多磨葬祭場、堀ノ内斎場、落合斎場	無
三鷹市	堀ノ内斎場、多磨葬祭場、立川聖苑、南多摩斎場、日野市営火葬場、青梅市火葬場、瑞穂斎場組合、思い出を語るロマンの杜ひので斎場	
調布市	多磨葬祭場ほか	
小金井市	多磨葬祭場	
小平市	多磨葬祭場	
東村山市	多磨葬祭場	
国分寺市	多磨葬祭場	
狛江市	多磨葬祭場、代々幡斎場	
東大和市	瑞穂斎場組合、立川聖苑、多磨葬祭場	
清瀬市	所沢市斎場、多磨葬祭場、しののめの里、浦和斎場	
東久留米市	多磨葬祭場	
西東京市	多磨葬祭場、堀ノ内斎場、立川聖苑	
利島村	大島町火葬場	
御蔵島村	該当なし	
青ヶ島村	八丈町、もしくは入院先等の内地の火葬場	

注) 朱色表記は民営火葬場

①住民が利用する主な火葬場について

特に細かい集計があるものではないが、多摩地域では、全ての自治体で、府中市にある民営の多磨葬祭場を挙げていた。民営の火葬場では他に 23 区内の東京博善株式会社経営の堀之内斎場、落合斎場、代々幡斎場を挙げていた。これは比較的多摩地域に近い 23 区内でも西部に位置に立地していることもあげられる。

多摩地域内の公営火葬場では、立川聖苑、瑞穂斎場などの名前が挙がり、清瀬市は埼玉県内の所沢市斎場、入間東部広域斎場しののめの里、さいたま市浦和斎場などを利用している。

公営火葬場の場合、圏域内の住民であれば、ひので斎場を除き火葬料金は無料であるが、圏域外住民の場合は火葬料金を 5 万円～8 万円としているところが多く、全体では 8 万円としているところが多い。また火葬予約の際に、圏域内住民の予約の優先枠があるため、火葬予約ができる時間帯が制限されるなど、圏域外住民が利用しにくいような受入れ体制になっている。

それに対して多磨葬祭場のような民営火葬場は、誰でも自由に利用できるため、居住地に関係なく自由な時間を予約することが可能である。また火葬料金も最上等であれば、公営火葬場を圏域外料金で使うことより、安く火葬を行うことが可能である。

火葬場が無いことによる住民の直接の費用負担は多いが、火葬場を所有していない自治体では火葬場の設置費用や運営に関する費用などが必要なく、自治体自体の負担は少ない。

島しょ地域では、御蔵島村は島内で亡くなった場合のみ土葬となっている。また青ヶ島村は八丈町火葬場、もしくは 23 区等の入院先近辺の火葬場と回答していた。

利島村については、大島町と協定を結んでいるため、大島町火葬場を挙げていた。

多摩地域では他の自治体と協定を結んでいる自治体は無く、遺族は比較的近い利用しやすい火葬場を使用しているものと思われる。

②火葬場の建設の計画の有無について

今回の調査では、火葬場を所有していない全ての自治体で火葬場の計画は無かった。当面は民営の多磨葬祭場と周辺の火葬場を利用するような状況となっている。

3) 火葬場利用についての補助について

火葬場を所有していない自治体の中で火葬を行うことに対して補助制度を設けているのは利島村のみである。

補助の内容は次の通りである。

- ・利島村に住所を有する者が死亡し火葬に付す場合の費用の一部を補助する。
- ・利島村内で死亡し島外で火葬した場合の交通費等について 1 件当たり 300,000 円。
- ・大島町火葬場を利用する場合は、大島町民と同様に利用が可能。

全体として、火葬場を所有していない自治体では、住民が火葬を行った際の補助を行っていないことから、住民サービスとしては捉えていないような状況であった。

4) 火葬を取り巻く課題と死亡者数増加に関する対策について

自治体としての火葬を取り巻く課題と死亡者数増加について火葬に対する課題を表 8 に示した。

表 8 火葬を取り巻く課題と死亡者数増加に関する対策について

自治体名	自治体としての火葬に対する課題	今後の死亡者数増加に対する火葬に関する対策
三鷹市	高齢化の急速な進展に伴い、今後火葬の需要増加への対応が社会問題化されると思われることから、市民の利用状況等の実態を把握する必要がある。	
調布市	高齢化が進行する中、調布市における年間死亡者数も増加傾向にある。現在、調布市自前の火葬場はないが、火葬場に関する市民要望は今後一層高まってくることが想定されることが課題となっている。	特段、対策はしていない。
小平市	高齢者の増加に伴い、火葬場の利用率が上昇した場合、待ち時間の増加やサービスの質の低下等が懸念される。	現時点では特に何もしていない。
西東京市		死亡者数の増加にむけてというわけではありませんが、火葬を含む市民葬儀によって、市民が自宅等で葬儀を行う場合に経済的な負担を少なくすることを目的として、市と市民葬儀取扱店が協定をし、比較的安い費用でご利用できる制度を設けている。
青ヶ島村	島外からの来島者(住民も含む)が死亡し、悪天候の影響等で遺体を島外に搬出できない場合の対応が課題となる。	

「自治体としての火葬場に対する課題」としてあげていたのは 4 自治体のみで、特に問題視はしていないことが伺えた。また「今後の死亡者数増加に対する火葬に関する対策」については、特段対策を講じていないようであり、各自治体とも死亡者数の増加による火葬の扱いについては特に考えていないような状況であった。

コラム2 消えゆく宮型霊柩車

霊柩車の運用は、大正6年ごろに大阪や名古屋で始まったといわれている。その原型は葬列の輿や棺車（霊柩人力車）で、輿に遺体を納めた棺を置き担いで運んでいた。その後、大八車に輿を乗せたものへと変化していった。その屋根は唐破風となっており、宮型霊柩車の原点となっている。当時はアメリカの霊柩車のビム号が輸入されそのまま使用されていた。和風の宮型霊柩車は大阪の葬儀業者駕友（かごとも）が大正末から昭和初期に製作を開始し、そこから分譲された車両から各地域で独自の発展を始めたといわれている。大正11年の大隈重信の国民葬で、トラックの後部に輿を載せて走ったことをヒントにした、とされている。

宮型霊柩車を見る機会が減っているのは、街中を走っているとすぐに目につくことや、宮型霊柩車の乗り入れを規制する火葬場が増えたことが大きな理由ともいわれている。また高額でメンテナンスにも費用と手間がかかる宮型霊柩車を保有する葬祭業者が減ってきていることも見なくなった要因ともいる。



大八車に輿をのせた霊柩人力車



石川県金沢地方限定の宮型霊柩車



神宮寺宮型四方破風大竜造りの宮型霊柩車



洋型・リムジン型・マイクロバス型霊柩車